

商標審判規則

2005年9月26日改訂

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

商標審判規則

(1995年11月2日旧国家工商行政管理总局令第37号公布
2002年9月17日国家工商行政管理总局令第3号により一回目改訂
2005年9月26日国家工商行政管理总局令第20号により二回目改訂)

第一章 総則

第一条 中華人民共和国商標法（以下「商標法」という）及び中華人民共和国商標法実施条例（以下「実施条例」という）の規定により、本規則を制定する。

第二条 商標法及び本実施条例の規定により、国家工商行政管理总局商標評審委員会（以下、「商標評審委員会」という）は、以下に掲げる商標審判事件を責務として処理する。

(1) 国家工商行政管理总局商標局（以下、「商標局」という）が下した商標登録出願の拒絶査定に対する商標法第32条（拒絶査定に対する不服審判）の規定に基づく不服審判事件

(2) 商標局が下した異議裁定に対する商標法第33条の規定に基づく不服審判事件

(3) 既に登録された商標に対する商標法第41条の規定に基づく取消審判事件

(4) 商標局が商標法第41条第1項、第44条、第45条の規定により下した登録商標の取消又は維持の決定に対する商標法第49条の規定に基づく不服審判事件

第三条 当事者が商標審判事件の審理に参加するときは、書面の形式で行わなければならない。

第四条 商標評審委員会による商標審判事件の審理は、書面審理にて行う。ただし、実施条例第33条の規定により公開審理の決定が下された場合はこの限りでない。

第五条 商標評審委員会が商標法、実施条例及び本規則により決定又は裁定を下すときは、書面により関係当事者に通知しなければならない。併せて理由を説明する。

第六条 本規則が別途定める場合を除き、商標評審委員会による商標審判事件の審理は、合議制を採用し、商標審判官は合議体を構成して審理を行う。

合議体が事件を審理するときは、多数決の原則に従う。

第七条 当事者又は利害関係人が実施条例第9条の規定に基づき、審判官の除斥を求めたときは、書面によって行わなければならない。併せて理由を説明する。

第八条 商標審判期間において、当事者は法により自己の商標権及び商標審判関連の権利を処分する権利を有する。社会公共の利益、第三者の権利を考慮する前提で、当事者の間で自ら書面により和解に達成することもでき、商標評審委員会が調停することもできる。

第九条 共有にかかる商標権における当事者が商標審判に参加するときは、代表者一人

を指定しなければならない。代表者を指定しないときは、当該登録商標出願の願書に記載された、又は登録原簿に記載された最上位の者をもって代表者とする。代表者が審判に参加することは、当該代表にかかる当事者に対して効力を生ずる。ただし、代表者が変更し、審判請求を放棄し又は相手方当事者の審判請求を承認するときは、代表とさせる当事者の書面による授權を有しなければならない。

第十条 外国人又は外国企業が商標審判にかかる手続きを行うときは、中国に恒常の居所又は営業所を有する場合、国家が認可した商標代理資格を有する代理組織に委任することができ、また直接手続きを行うこともできる。中国に恒常的な居所又は営業所を有さないときは、国家が認可した商標代理資格を有する代理機構に委任しなければならない。

代理人の権限に変更が生じ、又は代理関係が解任され、代理人が変更されたときは、当事者又は代理人は速やかに書面で商標評審委員会に告知しなければならない。

第十一条 当事者およびその代理人はその事件に関する資料を閲覧請求することができる。

第二章 請求及び受理

第十二条 商標審判を請求するときは、次に掲げる条件を満たさなければならない。

- (1) 請求人が合法的な主体的適格を有していること
- (2) 法定期間内に提出すること
- (3) 商標評審委員会の審理範囲に該当すること
- (4) 法により規定に基づく請求書及び当該請求に関する証拠材料を提出すること
- (5) 審判請求、根拠事実及びその理由が明確であること
- (6) 法により審判費用を納めること

第十三条 商標審判を請求するときは、商標評審委員会に請求書を提出しなければならない。被請求人がいるときは、当該被請求人の人数に照らし必要な部数の副本を提出しなければならない。請求人の商標が譲渡、移転され、すでに商標局に申請を提出し認可、公告を待つ状況にある場合は、請求人が関係の証明書類を提出しなければならない。商標局の決定書又は裁定書に基づく審判を請求するときは、請求と同時に商標局の決定書又は裁定書を添付して送付しなければならない。

第十四条 請求書には次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 請求人の名称・住所及び連絡先住所、連絡先の氏名及び電話番号。審判請求に被請求人がいるときは、被請求人の名称と住所を明記しなければならない。商標代理組織に商標審判の諸手続を委任するときは、商標代理組織の名称、連絡先住所、連絡先の氏名及び連絡電話番号を明記しなければならない。

(2) 請求にかかる商標、出願番号又は予備的査定公告番号、登録番号及び当該商標が掲載された「商標公告」の発行号数

(3) 明確な審判請求、事実根拠、理由及び根拠法

第十五条 商標審判請求が本規則第12条第(1)乃至(3)号に規定する条件の一を満たさないときは、商標評審委員会はこれを受理せず、書面で請求人にその旨を通知し、併

せてその理由を説明する。

第十六条 商標審判請求が本規則第 12 条第 (4) 乃至 (6) 号に規定する条件の一を満たさないとき、又は実施条例及び本規則の規定する関連証明文書の提出に従わないときは、商標審査委員会は請求人に補正通知を行い、当該補正通知を受け取った日から 30 日以内の補正を求めなければならない。

補正によっても規定を満たさないときは、商標審査委員会はこれを受理せず、書面で請求人にその旨を通知し、併せてその理由を説明する。期間を満了しても補正がなされないときは、実施条例第 30 条の規定に基づき、請求人が当該審判請求を取下げたものとみなし、商標審査委員会は書面によりその旨を請求人に通知しなければならない。

第十七条 商標審判の請求は方式審査を経て、請求受理の条件を満たすときは、商標審査委員会は 30 日以内に請求人に「受理通知書」を発送しなければならない。

第十八条 商標審査委員会が商標審判請求を既に受理しており、次に掲げる一の場合を有するときは、審判受理の条件を満たさないものとして、実施条例第 30 条の規定に基づきこれを却下しなければならない。

(1) 商標法第 42 条の規定に反して、登録査定前にすでに異議が申立てられ異議裁定された商標に対して、更に同一の事実及び理由により裁定が請求された場合

(2) 実施条例第 35 条の規定に反して、請求人が商標審判請求後に請求を取下げ、重ねて同一の事実及び理由により審判請求がなされた場合

(3) 実施条例第 35 条の規定に反して、商標審査委員会が既に下した裁定又は決定に対して、同一の事実及び理由により再び審判請求がなされた場合

(4) その他受理するための条件内容に該当しない場合

審査委員会は、商標審判の請求を却下するときは、書面で請求人に通知しなければならない。併せてその理由を説明する。

第十九条 審判請求に被請求人がいるときは、商標審査委員会は請求を受理した後に、請求書の副本及び関連する証拠資料を被請求人に送達しなければならない。当該請求書の副本を受領してから 30 日以内に限り商標審査委員会に答弁書を提出し、併せて請求人の人数に応じ必要部数の副本を提出しなければならない。期間が満了しても答弁書が提出されない場合は、答弁が放棄されたと見なされる。

第二十条 当事者が審判の請求を行った後に関係証拠資料の補充が必要なときは、請求書又は答弁書にその旨を声明しなければならない。請求書又は答弁書の提出の日から 3 ヶ月以内に請求書または答弁書と同じ部数の証拠資料を提出しなければならない。請求書又は答弁書の中に当該声明がなく、又は期間が満了しても提出がなされないときは、関係証拠資料の補充は放棄されたものとみなす。ただし、期間の満了後に新しい事実に基づく証拠又はその他の正当な理由がある場合はこの限りではない。

当事者が法定の期間内に提出した証拠資料について、相手側の当事者がいる場合は、商標審査委員会が当該証拠資料を相手側の当事者に発送し、指定の期限内に反対尋問を行うことを命じる。

第二十一条 請求人が請求書を提出し、又は被請求人が答弁書を提出するときは、同時

にその身分を証明できる有効な証拠書類を提出しなければならない。請求人又は被請求人の名称は当該提出された証拠と一致していなければならない。

当事者の名称又は住所等の内容に変更が生じたときは、相応する証明文書を提供しなければならない。

第二十二條 当事者はその提出する証拠資料についてそれぞれ号数を付し、その目録表を作成しなければならない。証拠資料の出所および具体的証明事実を簡単に説明し、併せて署名捺印を行わなければならない。

商標審査委員会は当事者が提出した証拠資料を受領した後に、目録表に照らし証拠資料を照合し、併せて事務員が配達証明印に署名し、その提出日時を記入しなければならない。

第二十三條 商標審判請求書及び関連証拠資料は規定の様式に従い求めに応じ記入し提出する。規定の様式で、かつ求めに応じた記載により提出されないときは、商標審査委員会は請求人に補正通知を出し、当該補正通知受領の日から 30 日以内に補正を行う。補正によっても規定を具備せず、期間が満了しても補正がなされないときは、本規則第 16 条第 2 項の規定を適用しこれを処理する。

商標審判答弁書と関連証拠資料は規定の様式に従い、求めに従い記載し提出する。規定の様式でかつ求めに応じた記載により提出されないときは、商標審査委員会は請求人に補正通知を出し、当該補正通知受領の日から 30 日以内に補正を行う。補正によっても規定を具備せず、期間が満了しても補正がなされないことは、商標審査委員会の審判には影響を与えない。

第三章 審理

第二十四條 商標審査委員会が商標審判事件を審理するにあたっては合議体を構成し審理を進めなければならない。合議体は商標審判官 3 名以上の奇数人数により構成される。ただし、次に掲げる事情の一に該当するときは、商標審判官一名の単独審理を行うことができる。

(1) 商標局が下した却下決定又は異議の裁定において引用された商標が商標審判時に既に商標権又は既得権を喪失しているとき

(2) 裁定の取消しを請求されている商標が既に商標権を喪失しているとき

(3) 商標局が下した拒絶査定で引用された商標が請求人側に帰属しているにもかかわらず、請求人によりその変更手続が行われておらず商標局に却下された場合において、審判時に既に、請求人が商標局に変更手続申請を既に行っているとき

(4) 商標局が下した拒絶査定で引用された他人の先願又は先登録商標について審判時に既に請求人側に譲渡が認可されているとき

(5) 単独審判で行うことのできるその他の事件

第二十五條 当事者又は利害関係人が実施条例第 9 条及び本規則第 7 条の規定により商標審判官について除斥申請を提出するときは、除斥の申請がなされた審判官は、商標審査委員会が下した除斥を認否の決定前に、本件に関与する審理業務を一時中断しなければならない。

商標審査委員会が決定、裁定を下した後に、当事者又は利害関係人が提出した除斥申請を受け取ったときは、審判の決定又は裁定の有効性に影響を与えない。ただし、審判官の

除斥が必要とされる事情が確実に存在した場合、商標評審委員会が法により処理しなければならない。

第二十六条 商標評審委員会は、当事者が提出した除斥の申請に対して、申請を受け取ってから7日以内に書面形式により決定を下し、併せて申請人に書面により通知する。申請人は商標評審委員会が下した除斥を認めない決定に不服があるときは、当該決定後3日以内に一回に限り再議を申請することができる。除斥を申請された商標審判官は、再議期間中であっても関与する本件審理業務を続行する。商標評審委員会は再議申請に対して3日以内に再議の決定を行い、併せて書面で再議申請人にその旨を通知する。

第二十七条 商標評審委員会は商標登録出願についての商標局の拒絶査定に対する不服審判事件を審理するときは、商標法の第10条、第11条、第12条、第16条第1項の規定を適用するほか、商標局の拒絶査定及び請求人の審判請求における事実、理由、請求内容及び審判時の事実状況を対象として審理を進めなければならない。商標評審委員会がこの条の前述の規定に基づき審判の判定を下す前に請求人の意見を求めなければならない。

第二十八条 商標評審委員会が商標局の異議裁定に対する不服審判事件を審理するときは、当事者の審判請求及び答弁における事実、理由及び請求内容を対象として審理を進めなければならない。

第二十九条 商標評審委員会が商標法第41条に基づき登録商標の取消裁定請求事件を審理するときは、当事者の請求及び答弁における事実、理由及び請求内容を対象として審理を進めなければならない。

第三十七条 商標評審委員会が商標局の商標法第41条第1項の規定により下された登録商標の取消決定に対する不服審判事件を審理するときは、商標局の決定及び請求人の審判請求における事実、理由及び請求内容を対象として審理を進めなければならない。

商標評審委員会が商標局の商標法第44条、第45条の規定により下された登録商標の取消決定又は維持に対する不服審判事件を審理するときは、商標局が下した登録商標の取消又は維持の決定における根拠事実、理由及び適用法律を対象として審理を進めなければならない。ただし、商標法第44条第(4)項の規定により審判を請求する案件の当事者が証拠の補充を必要とし且つ正当な理由をもつ場合はこの限りではない。

第三十一条 商標審判の過程において、当事者の商標権が譲渡、移転された場合は、引受人又は継承者が速やかに書面により引き受ける者としての地位を声明し、その後の審判手続きに参加し且つ相応の審判の結果を引き受けなければならない。

第三十二条 次に掲げる事情の一に該当するときは、審理を終了する。

(1) 請求人が死亡又は終止したときで承継人が存在しない、或いは当該承継人が審判請求権を放棄したとき

(2) 請求人が審判請求を取下げたとき

(3) 当事者が自ら和解し、又は商標評審委員会の朝廷により合意に達成したとき

(4) その他、審判の事情により終了しなければならないとき

審判を終了するときは、商標評審委員会は結審をもって、書面で関係当事者に通知し、

併せてその理由を説明する。

第三十三条 合議体の審理事件については、合議録を作成しなければならない、併せて合議体の構成審判官により署名される。合議体の構成審判官が異なる意見を有するときは、その内容を合議録に如実に記載しなければならない。

審理を経て終結された事件については、商標評審委員会が法により決定又は裁定を下す。

第三十四条 商標評審委員会が下した決定書又は裁定書には次に掲げる内容を記載しなければならない。

- (1) 審判の請求及び係争の事実とその理由
- (2) 決定又は裁定が認定する事実、その理由及び適用される法律根拠
- (3) 決定又は裁定の結論
- (4) 当事者の選択できる後続の手續と期限
- (5) 決定又は裁定日時

決定書又は裁定書には合議体審判官の署名に、商標評審委員会の印章が押印される。

第三十五条 商標評審委員会が下した決定又は裁定に当事者がその不服の訴えを人民法院に提訴する場合は、人民法院に訴状を提出する同時又は 15 日以内に商標評審委員会に当該訴状の副本を発送し、又は別の書面により通知しなければならない。

商標評審委員会がその下した決定又は裁定の発送日から 60 日以内に人民法院又は当事者から当該決定、裁定に関する起訴の情報を受け取っていない場合は、関係の当事者が裁判所に起訴しなかったと見なし、当該決定、裁定を商標局に移送し執行する。

第三十六条 商標評審委員会は当事者の請求又は実際上の必要に応じ、審判請求に対して公開審理を行うことを決定できる。

第三十七条 当事者が公開による審理を求めるときは、公開審理を行う必要性の具体的理由を提出しなければならない。

第三十八条 請求人は公開審理を請求するときは、被請求人の答弁書の副本を受け取った日から 15 日以内に商標評審委員会に書面により提出しなければならない。被請求人が公開審理を請求するときは、商標評審委員会に答弁書又は関係証拠資料を提出するときに併せて提出しなければならない。

第三十九条 公開審理の具体的手續きは商標評審委員会により別に規定する。

第四章 証拠規則

第四十条 当事者は、自らが提出した審判請求による事実に対して、又は相手方の審判請求への弁駁による事実に対して証拠を示し証明を加える責任を有する。証拠がなく又は証拠が当事者の事実主張を証明するのに不十分であるときは、挙証責任を有する当事者は不利な結果を負担する。

一方当事者が、他方当事者の陳述した事実に対して明確に認めるときは、他方当事者は挙証を行う必要がない。

一方当事者の陳述した事実を、他方当事者が承認しておらず、否認もされないときは、当該事実は承認されたものとみなす。

当事者の委任代理人が審判に参加するときは、代理人の承認は当事者の承認とみなす。ただし、特別の授権を得ていない代理人が事実の承認に対して相手側の審判請求を直接承認に導いたときはこの限りではない。当事者が在席するが、その代理人の承認に対して否認を示さないときは、当事者の承認とみなす。

第四十一条 次に掲げる事実については、当事者の挙証を要しない。

- (1) 公衆に周知の事実
- (2) 法律の規定に基づき推定される事実
- (3) 法により既に証明された事実
- (4) 日常生活の経験法則により推定される事実
- (5) その他、法により挙証を要しない事実

ただし、当事者がそれを覆すに足る反対証拠を有するときはこの限りでない。

第四十二条 当事者が商標審査委員会に書証を提供するときは、原本を提供しなければならない。原本には、原本、正本及び副本を含む。原本の提供が困難であるときは、相応する複写、写真、抄本を提供することができる。関係部門が保管する書証原本の複製、影印又は抄本を提供するときは、出所を注記しなければならない。当該部門の相違ない旨の確認を経て印章を押印されなければならない。

当事者が商標審査委員会に物証を提供するときは、原物を提供しなければならない。原物の提供が困難であるときは、相応する複写又は当該物証を証明する写真、録画等のその他の証拠を提供することができる。原物が一種類のもので数量が多い場合は、その中の一部分を提供する。

一方当事者が他方当事者の提出した書証、物証の複写又は写真などに対して疑いがあり、且つ相応する裏づけ証拠を持つ又は商標審査委員会が必要とする場合は、疑わされる当事者は係る証拠の原本又は公証を経た複写を提出し若しくは提示しなければならない。

第四十三条 当事者が商標審査委員会に提供した証拠が中華人民共和国の領域外で形成したもの、又は香港、澳門、台湾で形成したもので、相手側の当事者が当該証拠の真实性について疑いがあり、かつ相応する裏づけ証拠を持つ又は商標審査委員会が必要とする場合は、規定に基づいて公証、認証の手続きを履行しなければならない。

第四十四条 当事者が商標審査委員会に外国語証書又は外国語の説明資料を提供するときは、中国語の翻訳文を添付しなければならない。外国語の証拠を提供する当事者が中国語の翻訳文を添付しないときは、当該外国語証拠は提供されなかったものとみなされる。

相手方当事者は翻訳の具体的内容について疑義があるときは、疑義ある部分の中国語翻訳文を提出しなければならない。必要であるときは、当事者双方が認可した機関に全文、証拠として用いる一部又は疑義ある部分の翻訳を委託することができる。

当事者双方は、翻訳委託の協議が不調、不能であるときは、商標審査委員会が専門翻訳機関に全文、証拠として用いる一部又は疑義ある部分を委託し翻訳させることができる。翻訳委託により要した費用は当事者双方の折半により負担する。翻訳費用の支払いを拒否するときは、相手方が提出した翻訳文を承認したものとみなされる。

第四十五条 単独証拠に対して、その証明力の有無及び証明力の軽重は、次の方面から審理及び認定することができる。

- (1) 証拠は原本、原物か否か。複写物は原本と、複製物は原物と合致するか否か
- (2) 証拠と本件事実との関係があるか
- (3) 証拠の形式又は出所が、法律の規定に合致するか否か
- (4) 証拠の内容は真実であるか否か
- (5) 証人又は証拠を提供する人が当事者と利害関係を有するか否か

第四十六条 審判官は、事件のすべての証拠について、各証拠と事件の事実との関連の程度、各証拠間の繋がり等から、総合的に審理、判断しなければならない。

第四十七条 次に掲げる証拠は、それ単独で事件の事実を認定する根拠とすることができない。

- (1) 未成年者によるその年齢及び知能状態と相応しない証言。
- (2) 一方当事者に親族関係、従属関係又はその他の密接関係を有する証人によるその当事者に有利な証言、又は一方当事者と不利な関係を有する証人による、その当事者に不利な証言。
- (3) 公開審理に参加し証言しなければならない場合に、正当な理由なく公開審理に参加せぬまま生じた証人の証言。
- (4) 修正がなされたかどうかを判別し難い視聴資料。
- (5) 原本、原物と照合できない複写物、複製物。
- (6) 一方当事者又は他人が変改し、相手方当事者が容認しない証拠資料
- (7) その他、単独で事件の事実を認定できない証拠資料。

第四十八条 一方当事者が提出した次に掲げる証拠について、相手方当事者が疑義を申立てるものの反駁のための相反する証拠が十分でないときは、商標評審委員会がその証明力を確認しなければならない。

- (1) 書証原本、又は書証現物と照合し相違のない複写物、写真、副本、抜刷
- (2) 物証原物、又は物証原物と照合し相違のない複製物、写真、録画資料等
- (3) その他の証拠証左で合法的手段により取得され疑義のない視聴資料又は視聴資料と照合して相違のない複製物

第四十九条 一方当事者の委託を受けて鑑定部門が出した鑑定結果について他方当事者が弁駁するに十分な反対証拠及び理由がないときは、鑑定結果の証明力を認定することができる。

第五十条 一方当事者が提出した証拠について他方当事者がそれを認め、又は弁駁のために提出した反対証拠が不十分であるときは、商標評審委員会が一方当事者にかかる証拠の証明力を確認することができる。

一方当事者が提出した証拠について、他方当事者が疑義を有し、弁駁の証拠を提出し、他方当事者が当該弁駁証拠を容認したときは、反駁証拠の証明力を確認することができる。

第五十一条 当事者双方が同一の事実について、それぞれ相反する証拠を挙げてはいるが、相手方の証拠を否定するのに十分でないときは、商標審査委員会は事件の状況をふまえて、一方の証拠の証明力が他方の証拠の証明力より明らかに強いものか否かを判断せねばならず、証明力が強い方の証拠を確認しなければならない。

証拠の証明力を判断する方法がなく、争いの事実が認定し難いときは、商標審査委員会は挙証責任の分配原則に従って判断を下さなければならない。

第五十二条 審判の審理中に、当事者が、請求書、答弁書、当該委託代理人の代理陳述で承認した自己に不利な事実及び容認した証拠は、商標審査委員会はそれを確認しなければならない。ただし、当事者が前言を覆し、かつ覆すに十分な反対証拠があるときは、この限りでない。

第五十三条 当事者が自己の主張について自らが陳述するだけでその他の関係証拠を提出できないときは、その主張を支持されない。ただし、他方当事者が容認したときはこの限りでない。

第五十四条 商標審査委員会は、同一の事実に対する複数の証拠の証明力を次の原則により認定することができる。

- (1) 国家機関及びその他職務部門が職権で作成した公文書は、その他の書証に優先する。
- (2) 鑑定結果、包袋資料及び公証済み又は登記された書証は、その他の書証、視聴資料及び証人の証言に優先する。
- (3) 原本、原物は、複写物、複製品に優先する。
- (4) 法定鑑定部門の鑑定結果は、その他の鑑定部門が行った鑑定結果に優先する。
- (5) 最初の証拠は、後の証拠に優先する。
- (6) 第三者による証言は、当事者と親族関係を有する又はその他の密接な関係を有する証人が提供した当該当事者に有利な証言に優先する。
- (7) 公開審理への参加により生じた証人の証言は、公開審理に参加しなかった証人の証言に優先する。
- (8) 複数の種類が異なり内容が一致する証拠は、単独の証拠に優先する。

第五章 期限、送達

第五十五条 期間は、法定期限と商標審査委員会の指定する期間を含む。
期間は年月日により計算される。期間の開始日はその期間に算入しない。
期間満了の最終日が法定休日であるときは、休日後の最初の業務日をもって期間満了の最終日とする。

第五十六条 当事者が商標審査委員会に提出する文書又は資料の受理日については、直接手交するときは、その手交日が基準となり、郵便による場合は、差出しの消印日を基準とする。消印が不明瞭又は消印がない場合は、商標審査委員会に実際に到達した日を基準とする。ただし、当事者が実際の消印日を証明したときはこの限りでない。

第五十七条 商標審査委員会の各種文書は、郵便、直接手交、又その他の方式によって

当事者に送達することができる。当事者が商標代理機構に委任するときは、文書が商標代理機構に送達されたことをもって当事者に送達されたものとみなされる。

商標審査委員会が当事者へ各種文書を送達した日は、郵便にあっては当事者が受け取った消印日が基準となる。消印日が不明瞭又は消印日がない、あるいは郵便局から返送されなかった場合は、文書の差出日から 15 日を満了した日をもって当事者への送達日とみなされる。直接手交の場合は、交付の日を基準とする。文書が郵便又は直接交付により送達できないときは、公告による方法を通して当事者に送達することもでき、公告発布日から 30 日を満了した日より、当該書類が送達されたものとみなされる。

第五十八条 当事者が中国に恒常的な居所又は営業所を有さない外国人又は外国企業である場合は、商標登録文書に明記された商標代理組織が商標審判の手続きにおける当該商標の関係法的文書を受領する義務を負う。商標審査委員会が関係法的文書を当該商標代理組織に送達するのを、当該書類が送達されたものとみなされる。

商標代理組織が前述の関係法的文書の送達の前すでにその外国の当事者と商標代理関係を解除した場合は、書面により商標審査委員会にその旨を説明し、且つ文書を受領する日から 10 日以内に関係法的文書を商標審査委員会に返還しなければならない。商標審査委員会が別途で送達する。

マドリッド国際登録商標で国際局の転送する関係文書にかかわった場合は、その送達証明書を提出しなければならない。提出しなかった場合は、書面により理由を説明し、国際局による文書の発行日から 15 日満了する場合は送達されたものと見なされる。

第六章 附則

第五十九条 2001 年 12 月 1 日施行の新商標法の施行前に発生した、新商標法第 4 条、第 5 条、第 8 条、第 9 条第 1 項、第 10 条第 1 項第 (1)、第(3)、第 (4) 号、第 10 条第 2 項、第 11 条、第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 16 条、第 24 条)、第 25 条、第 31 条に列挙される状況であり、商標審査委員会が新商標法施行後に審理を行うときは、相応する新商標法の規定により審理を行う。その他の状況に該当するときは、商標審査委員会が相応する旧商標法の規定を適用し審理を行う。

新商標法施行の際に既に登録から一年を経ている商標について生じた係争を理由として、当事者が商標審査委員会に審判を請求するときは、旧商標法第 27 条第 2 項規定の請求期間が適用される。新商標法施行の際に登録から 1 年を満たない商標について生じた係争を理由として、当事者が商標審査委員会に審判を請求するときは、新商標法第 41 条第 3 項規定の請求の期限処理が適用される。

関連の法人又は自然人が、新商標法施行前の旧商標法第 27 条及び旧実施細則第 25 条の規定により審判を請求したが、新商標法第 13 条、第 15 条、第 16 条及び第 31 条に規定される状況に該当するときは、新商標法第 41 条第 2 項に規定される審判請求期限の規定は適用されない。

第六十条 商標審判事項の手續文書の様式は、国家工商管理総局が制定し公布する。

第六十一条 本規則の解釈については、国家工商行政管理総局がその責任を負う。

第六十二条 本規則は 2005 年 10 月 26 日より施行する。

